

第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運営業務に係る  
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和元年6月12日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会 会長 松井 一實

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運営業務

### (2) 業務内容

別添「第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運営業務仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和3年1月29日（金）まで

### (4) 業務費

本業務に係る費用は183,830,000円（消費税及び地方消費税（10%を見込む）を含む。）以内とする。

ただし、観客誘致・広報宣伝、参加協賛関連事業については142,327,000円以内、行催事関連事業については41,503,000円以内とする。

### (5) 契約担当課

第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会事務局総務事業部催事出展課

〒730-0011 広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル9階

T e l 082-512-2315、F a x 082-512-2319

電子メール hiroshima@hananowa2020.jp

## 2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運営業務に係る公募型プロポーザル説明書」（以下、「プロポーザル説明書」という。）による。

## 3 応募資格

この手続に参加できる者は単独の法人又は共同企業体とし、それぞれ次の要件に該当する者とする。

### ア 単独の法人の場合

次に掲げる事項について、要件の全てを満たしていること。

### イ 共同企業体の場合

次に掲げる事項について、(1)及び(2)については代表者、(3)については構成員のうち1者以上、

(4)から(10)については全ての構成員が要件を満たしていること。

#### 【個別事項】

- (1) 広島市競争入札参加資格の「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04広報・宣伝」及び「30-05催事・展示」に登録されている者であること。
- (2) 広島県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (3) 全国都市緑化フェアの観客誘致・広報宣伝、行催事又はこれらに類する実施運営業務（旧広島市民球場跡地で開催された行催事等を含む。）に携わった実績を有すること。

#### 【共通事項】

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び広島市契約規則第2条各号に該当していないこと。
- (5) 公募の日現在から受託候補者の特定までの間において、営業停止処分（本件プロポーザルに参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当していないこと。
  - ① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
  - ② 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (7) このプロポーザルに応募しようとする他の有資格業者のうちに、次に掲げる人的関係又は資本関係において密接な関係を有する者（人的関係又は資本関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。
  - ① 親会社と子会社
  - ② 親会社が同一である子会社
  - ③ 代表権を有する者が同一である会社
  - ④ 役員が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
  - ⑤ 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社
  - ⑥ 上記①から⑤までが複合した関係にある会社
  - ⑦ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社
  - ⑧ 社員が他の会社の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社
  - ⑨ 組合とその構成員
  - ⑩ 共同企業体又は設計共同体との構成員
  - ⑪ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社
- (8) 次に掲げるものでないこと

- ① 全国都市緑化ひろしまフェア基本計画策定業務プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の委員
  - ② ①の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属するもの
- (9) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (10) 業務を受注したならば、業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。

#### 4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市の第37回全国都市緑化ひろしまフェアのホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/1547425904329/index.html>)からダウンロードすることができる。(同ホームページへの掲載を、第37回全国都市緑化ひろしまフェアホームページ(<https://www.hananowa2020.com/>)の「募集情報」でも周知する。)

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードができない場合を含む。)は、次により配布する。

##### (1) 配布期間

公示日から令和元年6月24日(月)までの土日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日である令和元年6月25日(火)は午前8時30分から正午まで)

##### (2) 配布場所

前記1(5)の契約担当課

#### 5 応募資格確認申請書の提出

##### (1) 提出期間

公示日から令和元年6月18日(火)までの土日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

##### (3) 提出方法

応募資格確認申請書(様式1)を始め必要な書類を持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)にて提出すること。

##### (4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

#### 6 質問の受付及び回答

##### (1) 受付期間

公示日から令和元年6月18日(火)までの土日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 受付場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 受付方法

質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、前記1(5)の契約担当課において、令和元年6月24日（月）までの土日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、第37回全国都市緑化ひろしまフェアホームページに掲載する。（最終日である令和元年6月25日（火）は午前8時30分から正午まで）

## 7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和元年6月25日（火）午前12時（正午）まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 8 審査

(1) 第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運営業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準

第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運営業務に係る公募型プロポーザル説明書による。

(1) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。（令和元年6月下旬を予定）

## 9 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 次に掲げる応募は、無効とする。

ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募

イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募

(3) その他、詳細は第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運営業務に係る公募型プロポーザル説明書による。